

はい作業主任者技能講習会開催案内

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（陸災防北海道支部）
北海道労働局長登録教習機関（北労安教第16号）

目的 労働安全衛生法により、高さが2メートル以上の「はい付け」、「はいくずし」の作業を行う事業場は『はい作業主任者』の選任が必要です。

（関係法令：労働安全衛生法第14条施行令第6条第12号）

注）パレット等に積み重ねられた荷をフォークリフト等の荷役運搬機械のみによって行うはい付け、はいくずし作業は規制の対象外です。

開催日 **平成31年1月22・23日(火・水) 2日間**

(AM 8:30より受付 9:00開講)

会場 函館地区トラック研修センター 函館市西桔梗町 555-32

受講資格 満18歳以上の者で、はい付け、はいくずし作業が3年以上の実務経験者

受講料 **15,600円** (受講料 13,000円 + 消費税 1,040円、テキスト代税込 1,560円)

※ 前日まで連絡なしに欠席の場合、受講料は返納いたしませんので予めご了承下さい

受講手続 申込書に受講料を添えて **1月11日(金)**までに下記へお申込み下さい。

〒041-0824 函館市西桔梗町 555-32 函館地区トラック研修センター内

陸災防 函館分会 TEL0138-49-1777 FAX 0138-49-1659

◎申込書郵送の場合の、受講料は、現金書留又は下記口座にお振込み下さい。

振込口座 みちのく銀行 ききょう支店 (普通) 2627269

口座名 陸災防 函館分会

※送金手数料は、受講者負担でお願い致します。

※振込みの場合、領収書発行しません。受講票のみ後日郵送致します。

＜はい作業主任者の選任が必要な作業環境＞

1. 製造業・・・原料又は製品を倉庫等に保管する際、その高さが2m以上となる場合。
2. 建設業・・・資材置場等の高さが2m以上となる場合。
3. 運送、貨物取扱業(含む倉庫業)・・・倉庫、上屋又は土場等の荷の高さが2m以上となる場合。
4. 林業・・・土場において原木等を高さ2m以上に積み重ねる場合。
5. 商店、スーパー、問屋業等・・・商品等を倉庫等に高さ2m以上に積み重ねる場合。

＜講習時間割＞ ※(状況により、開始・終了時間が前後する事があります)

1日目 (9:00~17:10)		2日目 (9:00~16:10)	
① はいに関する知識	3時間	③ 人力荷役に関する知識	4.5時間
② 機械荷役に関する知識	3時間	④ 関係法令	1時間
③ 人力荷役に関する知識のビデオ放映	0.5時間		
①②の学科試験	0.5時間	③④の学科試験	0.5時間

※自然災害等で講習を実施することが困難な場合には、講習を中止又は延期しますので予めご了承下さい。

受講日 1月22日～23日 実施分

* 受付番号

※ 写真2枚 裏に氏名を記入してクリップ留め

はい作業主任者技能講習 受講申込書・修了証台帳

2.5×3.5 cm
修了証用
1枚

2.5×3.5 cm
台帳保存用
1枚

ふりがな		性別	* 修了証番号 02-40
氏名		男 女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	* 交付年月日	
現住所	〒 Tel () -		
勤務先	現住所	〒	
	名称	Tel () -	
経 験 証 明 欄			
はい付け又は、はいくずしの作業に従事した経験（3年以上必要） 年 月から 年 月まで (通年 年 カ月)	事業所の名称 事業者職氏名 ①		
書替又は再交付	* 替・再 年 月 日 年 月 日		

平成 年 月 日 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 北海道支部長 殿

(注) 2重線の枠内に、申込者において全部記載すること。

※ ご記入いただいた個人情報は、受講者への連絡、技能講習の実施及び修了証作成のために利用します。

(2019年1月 函館)

記載内容確認欄

- ※ 受講者本人と経験証明者（事業主等）の押印を忘れずに。
- ※ 受講者と経験証明者が同一の場合、無効となりますのでご注意ください。

受講料振込みの場合は、
申込書郵送の際に、払込票の写しを添付して下さい。